（第二號）（朝刊一年一五年九月九日第三種郵便物認可）　昭和十七年一月二十五日（日曜日）　臺灣日日新報社　第一七五五千四十五號　（一）

夕刊 臺灣新民
一月二十四日
第二部一頁定價
仲介口座 入行振替口座
社報番號 日曜 所行證

濃厚肝油
ビオスホン
台北 藤田本店

新嘉坡を目差して 皇軍疾風の如く南下 馬來作戰は最後的段階

シンガポール街道の要衝○○に向ひ猛攻

【マレー前線○○二十三日發同盟】シンガポールに向ひ驀進する我が部隊の右翼部隊の前衛としてマレー西海岸を驀進中の我が部隊は、ジョホール州中部方面に進出するジャングル地帶を踏破して、西海岸○○に向ひ全力を擧げて猛攻を開始、二十一日にはスリム河畔の敵陣地を突破してこれを殲滅し、二十二日には更に○○部隊と相呼應して○○○

支那事變 生存者論功行賞
金鵄輝く千二百卅名
殊勳甲は櫻田少將以下十三名

【東京發同盟】既きよりては第二十八師團（熊本）第六師團（名古屋）第十八師團（久留米）第十二師團（小倉）の一部を戰地派遣軍に編入して北支に派遣し北支の警備に當らしめられ二十四日附動令に接した山田十吉部隊、北支の警備に當つた山田十吉部隊、北支の警備に當つた山田十吉部隊、北支の警備に當つた

（第二種）（昭和十七年十二月五日）（土曜日）　臺灣日日新報　第一万五千四十号　（一）

臺灣新報

日本夕刊共六頁

ビスマーク群島の二つの島に上陸

陸鷲、多大の戰果

馬來、蘭印、緬甸方面で

敵陣を悉く蹂躙

英米の狼狽

濠洲緊急對策

レキシントンを沈めた

潜水艦の公式報告

臨時軍事費

總額百八十億圓

廿七日衆議院は可決

日本に及向へば

華僑財産も接收

敵を追つて西へ

要衝○○を完全占領

壯絶を極めた

ムーア河渡河戰

メルシンを猛攻中

敵陣四百米に肉薄

ヨンペンまで二粁

四十六機を擊墜擊破

二日間新嘉坡を空襲

陸鷲、蘭貢で二十五機

敵を悉く擊墜擊破

敵を追つて西へ

要衝○○を完全占領

壯絶を極めた

ムーア河渡河戰

メルシンを猛攻中

敵陣四百米に肉薄

ヨンペンまで二粁

四十六機を擊墜擊破

二日間新嘉坡を空襲

陸鷲、蘭貢で二十五機

日本に及向へば

華僑財産も接收

總額百八十億圓

廿七日衆議院は可決

臨時軍事費

レキシントンを沈めた

潜水艦の公式報告

濠洲緊急對策

英米の狼狽

陸鷲、多大の戰果

馬來、蘭印、緬甸方面で

敵陣を悉く蹂躙

ビスマーク群島の二つの島に上陸

臺灣新報　日本夕刊共六頁

（第二種）（昭和十七年十二月五日）（土曜日）　臺灣日日新報　第一万五千四十号　（一）

轉廢業の對策方針

豫算總會で岸商相闡明

綜合的配給を實施する方針

【東京發同盟】二十四日の衆議院豫算總會において中小商工業者の轉廢業問題について小金義昭氏（翼同）の質問に對し岸商相より左の如き趣旨の答辨があつた

岸商相　中小商工業の轉廢業については單に中小商工業者なるが故に全部にこれを轉廢しなければならないと言ふ考へ方を採つてゐない、轉廢業の必要ある場合には出來るだけ綜合的に行ふ方針である、轉廢業の實施に當つては單に中小商工業者のみならず大企業者に對しても同樣の措置を採る考へである

南方開發金庫

業務範圍と運營方針案

【東京發同盟】大東亞建設の一翼として南方諸地域における重要資源の開發に當る南方開發金庫の業務範圍並に運營方針案は次の如くである

一、南方開發金庫は南方諸地域に於ける重要資源の開發に關し必要なる業務を行ふ

二、南方開發金庫は前項の業務を行ふ爲左の業務を營む

（一）南方諸地域に於ける重要資源の開發に關する事業に對する投資

（二）南方諸地域に於ける重要資源の開發に關する事業に對する貸付

（三）南方諸地域に於ける重要資源の開發に關する事業に對する債務の保證

（四）南方諸地域に於ける重要資源の開發に關する事業に對する社債の應募又は引受

（五）南方諸地域に於ける重要資源の開發に關する事業に對する出資

（六）南方諸地域に於ける重要資源の開發に關する調査

（七）南方諸地域に於ける重要資源の開發に關する技術の研究

（八）南方諸地域に於ける重要資源の開發に關する技術者の養成

（九）南方諸地域に於ける重要資源の開發に關する技術の指導

（十）前各號に掲げる業務に附帶する業務

三、南方開發金庫は南方諸地域に於ける重要資源の開發に關し必要なる調査を爲し又は南方諸地域に於ける重要資源の開發に關する事業に對し助言をなすことを得

四、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて社債を發行することを得

五、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて借入を爲すことを得

六、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて政府に對し資金の融通を申込むことを得

七、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて債務の保證を爲すことを得

八、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借を爲すことを得

九、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

十、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

十一、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

十二、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

十三、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

十四、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

十五、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

十六、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

十七、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

十八、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

十九、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

二十、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

二十一、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

二十二、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

二十三、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

二十四、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

二十五、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

二十六、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

二十七、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

二十八、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

二十九、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

三十、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

三十一、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

三十二、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

三十三、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

三十四、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

三十五、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

三十六、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

三十七、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

三十八、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

三十九、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

四十、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

四十一、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

四十二、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

四十三、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

四十四、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

四十五、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

四十六、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

四十七、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

四十八、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

四十九、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

五十、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

五十一、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

五十二、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

五十三、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

五十四、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

五十五、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

五十六、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

五十七、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

五十八、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

五十九、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

六十、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

六十一、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

六十二、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

六十三、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

六十四、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

六十五、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

六十六、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

六十七、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

六十八、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

六十九、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

七十、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

七十一、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

七十二、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

七十三、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

七十四、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

七十五、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

七十六、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

七十七、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

七十八、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

七十九、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

八十、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

八十一、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

八十二、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

八十三、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

八十四、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

八十五、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

八十六、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

八十七、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

八十八、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

八十九、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

九十、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

九十一、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

九十二、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

九十三、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

九十四、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

九十五、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

九十六、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

九十七、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

九十八、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

九十九、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

百、南方開發金庫は第二項第一號乃至第三號の業務を行ふ爲必要なる場合には政府の認可を受けて外國爲替の賣買又は貸借の媒介を爲すことを得

南方食糧資源配分

軍政施行地域外は農林省が處理

井野農相食糧委員會で言明

【東京發同盟】南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については總て農林省が處理することとなつたが、昭和十七年度の南方諸地域よりの食糧の移入量については、既に大東亞省、農林省、企畫院の三者間に於て協議決定を見たが、その概要は次の如くである

一、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

二、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

三、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

四、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

五、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

六、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

七、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

八、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

九、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

十、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

十一、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

十二、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

十三、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

十四、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

十五、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

十六、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

十七、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

十八、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

十九、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

二十、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

二十一、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

二十二、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

二十三、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

二十四、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

二十五、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

二十六、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

二十七、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

二十八、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

二十九、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

三十、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

三十一、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

三十二、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

三十三、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

三十四、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

三十五、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

三十六、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

三十七、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

三十八、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

三十九、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

四十、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

四十一、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

四十二、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

四十三、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

四十四、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

四十五、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

四十六、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

四十七、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

四十八、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

四十九、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

五十、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

五十一、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

五十二、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

五十三、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

五十四、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

五十五、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

五十六、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

五十七、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

五十八、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

五十九、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

六十、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

六十一、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

六十二、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

六十三、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

六十四、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

六十五、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

六十六、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

六十七、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

六十八、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

六十九、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

七十、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

七十一、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

七十二、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

七十三、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

七十四、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

七十五、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

七十六、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

七十七、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

七十八、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

七十九、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

八十、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

八十一、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

八十二、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

八十三、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

八十四、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

八十五、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

八十六、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

八十七、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

八十八、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

八十九、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

九十、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

九十一、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

九十二、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

九十三、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

九十四、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

九十五、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

九十六、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

九十七、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

九十八、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

九十九、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

百、南方諸地域の軍政施行地域外の重要資源の配分については、農林省が之を處理する

泰は米産の過剰國

日本の協力者として奮起

共榮圏の米穀需給に關聯

本島農務關係官が增産問題協議

食糧營團の性格

商工業新規事業

新竹州明年度の計畫

臺北州穀商組合

新に創立再出發

臺灣澱粉役員

近く決定發表

米、麥、薯の消費規正

綜合的配給を實施する方針

香港金融新體制

支那銀行の復業準備へ

鐵工業統制協會

會長以下全役員決定す

ハワイの現實

ジヨセフ・バアカア　國友忠夫譯

南方食糧資源配分

軍政施行地域外は農林省が處理

井野農相食糧委員會で言明

轉廢業の對策方針

豫算總會で岸商相闡明

綜合的配給を實施する方針

南方開發金庫

業務範圍と運營方針案

泰は米産の過剰國

日本の協力者として奮起

共榮圏の米穀需給に關聯

本島農務關係官が增産問題協議

食糧營團の性格

商工業新規事業

新竹州明年度の計畫

臺北州穀商組合

新に創立再出發

臺灣澱粉役員

近く決定發表

米、麥、薯の消費規正

綜合的配給を實施する方針

香港金融新體制

支那銀行の復業準備へ

鐵工業統制協會

會長以下全役員決定す

ハワイの現實

ジヨセフ・バアカア　國友忠夫譯

皇軍オバタ軍 進撃に"死の協力"

收容所脫出し敵機關銃座を奪取 一邦人小學校長の決死行

【臺北二十四日發同盟】ダバオに在留する邦人數千名はダバオ市の東方約二十粁のカリナン收容所に收容されてゐたフィリッピン中央小學校の教員岡田仁に率ゐられて、邦人收容所の門衛に當つてゐた敵機關銃座を奪取、これを破壞して脫出、山中を踏破して二十日ダバオ東方海岸に出で、ダバオ灣に碇泊中の我が艦艇に收容されたが、この邦人は昭和十二年ダバオ小學校の教員として赴任以來、一貫して邦人子弟の教育に當つてゐた岡田校長（高等師範卒）並に令孃（一高女卒業）以下邦人數名を含む一行であつて、岡田校長は敵の機關銃座を奪取するや、直ちに收容所の邦人に對し、"我等は今こそ祖國のために働く時が來た、我等の生命は祖國に捧げよう"と激勵し、上陸して來る敵軍に對し、"最後だ"と悲壯な決意を示した、その時小學校長の號令の中から"萬歲"の聲が起つて、校長は一發に火を吐いた、最初の射擊で敵兵二名を倒したが、同じく合流しようとするのだ、この時收容所の中に殘つてゐた邦人の一團は、敵に包圍されてゐる校舍の一隅に立籠つて、上陸した敵兵の一團に對し、"最後だ"と悲壯な決意を示した、上陸した敵兵は、校舍に向つて機關銃を亂射したが、邦人は校舍の窓から日章旗を振つて應戰、この間に校長一行は敵の背後を突いて脫出、山中を踏破して二十日ダバオ東方海岸に出で、我が艦艇に收容されたのである、なほ岡田校長三郎吉谷町安田一四〇五出身、昭和八年ダバオ小學校に赴任、校長を含む邦人一行は、敵の上陸と共に、校舍を中心に、最後の一發の彈丸が盡きるまで、敵に對し、"最後だ"との聲と共に、敵の機關銃座を奪取するや、直ちに收容所の邦人

台北線合戰

座講方南上紙

情事マルビ　一のそ

ビルマの名物はこれと本部の呼びかけないが、ミヤンマーとミヤンマーのである、ミヤンとは敬意とミヤ意味でマーとは敬意の意味である

支那の

後に、ここはすこしがるが、ビルマ人は極めて多くの種族から成り立つているが、まだ統の水が冷たくて相つている、陸に

高原地

帯は日本人は意外に多く、日本人の経営で日本記族の別荘といい地方である、ただしマラリヤが多く四月から

實踐物件傳達式

【臺南電話】第二水文部隊第二防空班では二十二日午後一時より市役所講堂において實行各隣組、職域奉公隊の下に山下市長より防空用品を傳達された

赤誠の獻金

軍司令部扱

▲國防獻金　二百圓　塩水港製糖株式會社、林田山林合資會社代表者林田山、一〇〇圓　同社員一同、一〇〇圓　同社員有志、一〇〇圓　同社員有志、一〇〇圓　同社員有志